

〒171-0005  
東京都豊島区南大塚2-33-10  
東京労働会館五階

東京公務公共一般労働組合  
代表者執行委員長 中嶋祥子 殿



事件番号 平成23年(ワ)第13686号  
街頭宣伝活動禁止等請求事件  
原告 学校法人川口学園  
被告 東京公務公共一般労働組合

### 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状

平成23年4月28日

被告 東京公務公共一般労働組合  
代表者執行委員長 中嶋祥子 殿

〒100-8920  
東京都千代田区霞が関1-1-4  
東京地方裁判所民事第50部合は係  
裁判所書記官 北 本 信 夫  
電話 03-3581-5411  
FAX



原告から訴状が提出されました。  
当裁判所に出頭する期日下記のとおり定められましたので、同期日に出頭してください。  
なお、訴状を送達しますので、下記答弁書提出期限までに答弁書を提出してください。

記

期	日	平成23年6月8日(水) 午前10時20分
出頭場所		口頭弁論期日 626号法廷(6階)
答弁書提出期限		平成23年6月1日(水)

出頭の際は、この呼出状を法廷で示してください。